

「リチウムイオン電池火災の防火啓発動画」制作業務に係る提案内容の審査要領

### 1 受託候補者の選定方式

本委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案者から提案された内容及び過去の実績などを以下の基準で審査し、最も高得点となった提案者を受託候補者とする。

### 2 審査内容

別に定める選定委員7名の持ち点をそれぞれ100点とし、本プロポーザルに係る評価を行う。評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価ポイント	配点	
過去の実績	過去に契約先を地方公共団体とする本業務と同等内容の業務実績を有しているか。	なし	0点
		1件	2点
		2件以上	4点
	過去に制作した動画（契約先は地方公共団体に限らない。）から本業務の達成を連想できるか。	6点	
業務スケジュールの実現可能性	実現見込みの高い履行スケジュールを提示しているか。	10点	
提案内容	視聴者への到達力がある動画の企画・校正・演出・編集となっているか。 ・本業務の目的を明確に捉えているか ・印象に残るインパクトがあるか ・仕様のクオリティを保っているか ・引きつけられる発想力があるか ・多角的な着眼点があるか ・直感的に分かりやすいか などの観点	50点	
デジタル媒体画面への適合性	デジタル広告やデジタルサイネージなどの各種媒体を活かせるか	10点	
見積額	（全提案者の中の最低見積価格）／（提案者の見積価格）× 20点 ※小数点以下は切り捨て	20点	
合計		100点	

### 3 その他

- (1) 契約上限額を上回る見積り金額を提示した場合は失格とする。
- (2) 総合最高点が2者以上で同点の場合は、委員長により決定することとする。
- (3) 提案者が1者のみであった場合は、この者を評価し、獲得した合計の総計点が420点以上となった場合に限り、当該提案者を受託候補者とする。